

箕 面 市 役 所 第 三 別 館
清 掃 業 務 委 託 仕 様 書

第三別館清掃業務委託仕様書

1 清掃業務

(1) 業務内容

別紙作業基準表以上の作業及び下記に示す作業

- | | |
|--------------|---------|
| ・ 照明器具清掃 | 年 2 回以上 |
| ・ 庁内観葉植物等の管理 | 随 時 |
| ・ 分別収集に関すること | 随 時 |

(2) 従事者

別紙作業基準表以上の作業を処理できる人員を、必要数配置すること。

(3) 勤務内容

作業を実施するにあたり支障の無いよう市と受託者の間で決定する。

また、施設の使用状況並びに本市の条例及び規則の改正等により本業務を必要とするときは、市の指示に従うこととする。

2 その他

(1) 委託業務処理計画書の提出

委託業務の処理方法について、市の認める様式により計画書を作成のうえ遅滞なく提出すること。

(2) 業務報告

業務の処理状況は業務日誌を持って市に報告すること。

以 上

第三別館清掃作業基準表

(D : 日、W : 週、M : 月、Y : 年)

		床 面 清 掃	拭 き 掃 除	屑 籠 清 掃 等	汚 物 ・ 吸 い 殻 入 れ 等 清 掃	洗 面 器 ・ 便 器 等 清 掃	金 属 研 磨 等	備 品 類 清 掃	床 面 洗 浄	天 井 等 塵 払 い 清 掃	面 積 (㎡)
共用部分	廊 下	1 / D	1 / D				1 / W		6 / Y	2 / Y	8 8
	階 段	1 / D	1 / D				1 / W		6 / Y	2 / Y	1 0 1
	ト イ レ	1 / D	1 / D	1 / D	1 / D	1 / D	1 / W	1 / W		2 / Y	7 8
	エレベーター内	1 / D	1 / D				1 / W				6
	ホ ー ル	1 / D	1 / D	1 / D	1 / D		1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	1 9 4
	駐 車 場 等	1 / D	1 / W				1 / W	1 / W			3 0 0
	玄 関 等	1 / D	1 / D				1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	3 3
	湯 沸 場	1 / D	1 / D	1 / D	1 / D	1 / D	1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	1 6
2階	事 務 室	2 / W	2 / W	1 / D			1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	6 8
	相 談 室 1	2 / W	2 / W	1 / D			1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	2 7
	相 談 室 2	2 / W	2 / W	1 / D			1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	2 3
	会 議 室	2 / W	2 / W	1 / D			1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	6 9
	更 衣 室 等	2 / W	2 / W	1 / D			1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	1 3
3階	調 理 室								6 / Y	2 / Y	9 6
	食 堂								6 / Y	2 / Y	4 5
	多 目 的 室								6 / Y	2 / Y	5 2
	プレイルーム等								6 / Y	2 / Y	1 4 5
	相 談 室								6 / Y	2 / Y	2 3
	ロ ッ カ ー 室								6 / Y	2 / Y	8
4階	事 務 室	2 / W	2 / W	1 / D			1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	4 3
	会 議 室	2 / W	2 / W	1 / D			1 / W	1 / W	6 / Y	2 / Y	1 9 4
備 考		1. 床面清掃とは掃除機、箒等による掃き・水拭き作業をいう。 2. 拭き掃除とは壁、扉、窓等の塵払い及び水拭き清掃作業をいう。 3. 週、月又は年単位で行う作業は周期的に行うこと。 4. 洗剤、道具及びトイレ関係消耗品については業者負担とする。 5. 床面洗浄とは、床ワックスがけをいう。									